

## 県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 佐々木 茂光

- 1 日時  
平成30年3月16日（金曜日）  
午前10時1分開会、午前11時18分散会
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
佐々木茂光委員長、阿部盛重副委員長、伊藤勢至委員、小野共委員、柳村岩見委員、  
工藤勝博委員、五日市王委員、小野寺好委員、白澤勉委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
戸塚担当書記、竹花担当書記、高橋併任書記、黒澤併任書記
- 6 説明のため出席した者  
県土整備部  
中野県土整備部長、高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長、  
遠藤道路都市担当技監、八重樫河川港湾担当技監、嵯峨県土整備企画室企画課長、  
小上県土整備企画室用地課長、菊池建設技術振興課総括課長、  
沖野建設技術振興課技術企画指導課長、田中道路建設課総括課長、  
白旗道路環境課総括課長、岩淵河川課総括課長、佐々木河川課河川開発課長、  
大久保砂防災害課総括課長、藤井都市計画課総括課長、  
小野寺都市計画課まちづくり課長、矢内下水環境課総括課長、  
廣瀬建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、谷藤建築住宅課営繕課長、  
照井港湾課総括課長、箱石空港課総括課長
- 7 一般傍聴者  
1名
- 8 会議に付した事件  
(1) 県土整備部関係審査  
(議案)
  - ア 議案第48号 化製場等に関する法律施行条例及び特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例
  - イ 議案第50号 屋外広告物条例の一部を改正する条例
  - ウ 議案第54号 フェリーターミナル条例

エ 議案第62号 宮古港フェリーターミナルの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

(2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○佐々木茂光委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第48号化製場等に関する法律施行条例及び特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤井都市計画課総括課長 議案（その2）の216ページをお開きください。議案第48号化製場等に関する法律施行条例及び特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、議案説明資料の1ページをごらん願います。

初めに、1、改正の趣旨についてですが、都市計画法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものです。平成29年5月に公布された都市緑地法等の一部を改正する法律により、都市計画法の一部が改正され、環境生活部で所管する化製場等に関する法律施行条例と、商工労働観光部で所管する特定区域における産業の活性化に関する条例を改正する必要が生じたものです。このため、都市計画法を所管する県土整備部において、これら二つの条例の所要の整備に関する条例を一括して提案するものであります。

次に、2、条例案の内容についてですが、都市計画法の一部改正に伴い、化製場等に関する法律施行条例と特定区域における産業の活性化に関する条例について、所要の整備をしようとするものであります。これは、今回の法律改正により、都市計画法第9条第8項以下が1項ずつ繰り下がったことにより、都市計画法の第9条第8項以下を引用している条文の規定を整備するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

最後に3、施行期日についてですが、都市計画法の一部の施行日である平成30年4月1日から施行しようとするものです。

以上で化製場等に関する法律施行条例及び特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第50号屋外広告物条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺まちづくり課長 議案（その2）の220ページをお開き願います。議案第50号屋外広告物条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、議案説明資料2ページをごらん願います。

まず初めに、改正の趣旨についてですが、屋外広告物の表示等の許可の基準に係る地域のうち、市街地を形成している区域のうち良好な景観を形成し、または風致を維持することが特に求められる地域に田園住居地域を加えようとするものであります。

次に、条例案の内容についてですが、都市計画法の一部改正により、新たな用途地域として、田園住居地域が追加されます。この地域は、農地と調和した低層住宅の住環境の保護を目的としており、建築基準法においても低層住居専用地域をベースとした建築規制とする旨の改正がされているところであります。

このことを踏まえ、屋外広告物条例に規定する屋外広告物の表示等の許可の基準に係る地域においても、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域と同様の取り扱いとするよう所要の改正をしようとするものです。

最後に、施行期日についてですが、田園住居地域に係る規制は新たな規制であることから、十分な周知期間を設けるため、平成30年7月1日から施行しようとするものです。

以上で屋外広告物条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野共委員 1点確認させていただきたいのですが、現行の屋外広告物で、田園住居地域に係る対応というのはどうなるのですか。

○小野寺まちづくり課長 都市計画法の一部改正によりまして、新たな田園住居地域としての用途地域が設定されるわけですが、県内において田園住居地域ということで、用途地域は市町村が決定するものでございますけれども、現時点でそのような決定をしている区域はございません。

屋外広告物の基準につきましては、先ほど御説明しましたように、第一種低層住居専用地域あるいは第二種低層住居専用地域と同等ということで、議案説明資料の2ページの下  
の表をごらんいただきたいのですが、参考として、市街地域景観地区の区分の中に、今回  
新たに下線部の田園住居地域を追加で設けておりますけれども、許可基準については今ま  
での低層系の住居専用地域と同等なものということで、基準には変更はございません。

○**小野共委員** ちょっと今の答弁が理解できなかったのですが、結局今の屋外広告物で違  
反している広告物はないということなのですか。

○**小野寺まちづくり課長** 違反している広告物の取り扱いではなくて、新しい用途地域が  
都市計画法の一部改正により設定されます。それによって、用途地域に応じて屋外広告物  
の基準の区域も区分も分かれておりますので、田園住居地域がもし将来設定された場合に、  
屋外広告物の基準の区分の中にそれを設けておくということを今回行うものでございまし  
て、現時点では、そもそも田園住居地域が設定されておられませんので、違反広告物はない  
ということでございます。

○**工藤勝博委員** 田園住居地域の指定がまだされていないということですがけれども、この  
指定というのは各市町村とか広域振興局ごとにどういう形で指定されるものか。また、そ  
の指定された場合の広告物のあり方というふうに記載していますけれども、それらも含めて、  
あくまでこれは市町村がやるのか、その辺をはっきり聞きたいと思います。

○**小野寺まちづくり課長** そもそもこの田園住居地域につきましては、住宅と農地が混在  
しているような地域で、両者が調和して良好な住環境と営農環境を形成していく事業、あ  
るべき市街地像として都市計画に位置づけ、開発や建築規制を通じてその実現を図ろうと  
するものです。具体的に申しますと、今までは都市の中にある農地をこれまでは宅地化す  
べきものというような考え方を、都市にあるべきものへと明確にして、都市の構成要素と  
して農地を都市計画に位置づけするというのがこの田園住居地域の法的な概念でございま  
す。

都市計画法の一部改正が平成30年4月1日の施行を予定しておりますけれども、この用  
途地域につきましては、市町村が都市計画で定めるものとなっております、市町村単位  
で、市町村を中心とした都市計画区域内にこの用途地域が定められているということでご  
ざいまして、決定権者につきましては市町村でございます。

○**工藤勝博委員** 従来それぞれ市町村には農業振興地域で網をかけている部分があった  
と思うのですがけれども、それらとの整合性というのは出てくるのでしょうか。

○**小野寺まちづくり課長** 今回の田園住居地域につきましては、今まで市街化するような  
区域でないところを新たに拡大するというようなものの創設ではございません。今まで市  
街化する区域の中で、低層住居系の地域の中で、宅地化すべきというような農地も、都市  
の中にある緑の空間として位置づけるという趣旨で都市計画法の一部改正、あるいは先ほ  
どの議案でも御説明いたしました、都市緑地法等の法律改正というのはそのような趣旨で  
ございますので、現在用途地域が設定されている低層系の住居地域の中がさらに細分化さ

れるということを理解していただきたいということでございます。

○佐々木茂光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第54号フェリーターミナル条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○照井港湾課総括課長 議案（その2）の228ページをお開き願います。議案第54号フェリーターミナル条例案について御説明を申し上げます。

議案説明資料の3ページをお開き願います。初めに、制定の趣旨でございますが、平成30年6月22日の宮古一室蘭フェリー定期航路就航に向けて、船舶の旅客の利便に供するため整備を進めております宮古港フェリーターミナルについて、その設置、指定管理者による管理及び利用料金等について定めようとするものでございます。

次に、条例案の内容の御説明の前に、宮古港フェリーターミナルの概要について御説明申し上げます。資料4ページをお開き願います。フェリーターミナルは、宮古港藤原埠頭の南側に整備を進めておりまして、ターミナルビル、人道橋及び駐車場により構成されております。ターミナルビルの各フロアのレイアウトにつきましては、資料記載のとおりとなっております。

恐れ入りますが、資料3ページにお戻り願います。条例案の内容について御説明申し上げます。第1条は、宮古市に宮古港フェリーターミナルを設置することについて定めようとするものでございます。第2条は、当該施設が地方自治法で規定される公の施設であることから、その管理を指定管理者に行わせることについて定めているものでございます。第3条は、指定管理者が行う業務として、フェリーターミナルの管理運営に関する業務及びフェリーターミナルの利用促進に関する業務と定めているものでございます。第4条以降につきましては、使用料、使用の許可、禁止行為及び利用料金等について定めているものでございます。

別表第1は、使用許可を要する施設として、人道橋、事務室、会議室と定めているものでございます。

別表第2は、利用料金の上限を定めており、実際の利用料金はこの範囲内で指定管理者

が知事の承認を得た上で定めることとしております。料金算定の考え方ですが、人道橋は整備にかかる県負担額と維持管理費用の合計額を使用日数で除した額としておりまして、維持管理費用を賄える水準としております。事務室及び会議室は、行政財産使用料条例における建物の行政財産使用料の算定方法によりまして、当該部分の財産価格に100分の8を乗じた額に、施設点検費用等の諸経費相当額のうち、当該部分にかかる額を加えた年額使用料から1カ月または1時間当たりの利用料を算定しております。

次に施行期日でございますけれども、この条例の施行日を平成30年6月1日とするものでありますが、次の(2)から(4)に掲げる指定管理者指定の手續、指定管理者による利用料金の設定及び知事による利用料金の告示を条例の施行日前から行われるよう、この部分について公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、資料5ページをお開き願います。宮古港フェリーターミナルのイメージパースをお示ししております。ターミナルの外観は、藤原埠頭のコンクリートに囲まれた無機質な空間に映えるベージュ系の配色としておりまして、さざ波を表現するパネリング外壁材や水面のきらめきを表現するメタリック塗装材を用いることにより太平洋から上る朝日を受けて輝く宮古湾の波を表現しているものでございます。

以上でターミナル条例案について御説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野寺好委員 参考までに、7年前の東日本大震災津波のときに、津波の高さはどこまで来たのか。防潮堤に守られていないので、もろに浴びてしまうかと思うのですけれど、この5ページの下絵で言えば、1階、2階、3階、宮古港フェリーターミナルの文字があるのですけれども、どのくらいの高さまでだったのだろうかなど。

津波は静かに水位が上がるのではなくて、どんと来るわけですけれども、同じ規模の津波が来たならば、その強さに耐えられるかどうか、その辺をお願いします。

○照井港湾課総括課長 5ページの資料で申しますと、前回の東日本大震災津波では、2階のフロアについては水没します。3階については、一番高いと想定される面よりもさらに上にあるので、水没しない設計になっています。ただし、津波については、実際どのくらいの高さまで上がるかその時々でわからないので、基本的には背後地に逃げていただくというような考え方なのですけれども、どうしても逃げおくれた場合は屋上に上がってもらうという考え方です。

設計に当たりましては、そういう津波の衝撃とかにも耐えるような設計にしていますので、東日本大震災のような津波が来ても、建物自体はもつと考えております。

○伊藤勢至委員 宮古市にとっては大変な朗報だと思って期待をしているのですが、実は県内の四つの重要港湾の中で宮古港だけ湾口防波堤がありません。これは昭和35年にチリ地震津波が太平洋の向かい側からやってまいりまして、その際、四つの重要港湾となっている4地域が被害を受けたことから、国がベースになりますけれども、どういう防御策を

選択するか問うたわけでありまして、大船渡港と釜石港と久慈港は湾口防波堤を選択しました。宮古港では、湾内漁業に妨げがあるということで、湾内の防潮堤のかさ上げを選択して今日に至ると。ただ、その際に、国土交通省、当時の運輸省から、絶対に湾口防波堤は欲しくなるから、そのための布石としての竜神崎堤防600メートルを設置したほうがいいという国からのアドバイスで、竜神崎堤防を設置する方向で動いてきたわけです。当初は600メートルです。ところが、今度は国にお金がなくなったということで、600メートルの予定のものを400メートルに縮めるという話が来たときに、私は市内のいろんな方にお話をし、これは絶対禍根を残すので、600メートルのままやらしてもらおうという運動をしたのですけれども、特に市のサイドの上のほうが、意味がわからなくて、400メートルに縮めた経緯があります。1メートルでも延ばそうとする動きをしている中で、縮めることを認めてしまったら絶対に戻れない、それが国と行政とのやりとりのルールなものですから、今は400メートルの竜神崎堤防しかないということになります。

特に東日本大震災津波の後には、首都直下型地震、あるいは東南海地震と言われておりましたが、そこに新たに北海道東部の千島列島あたりに地震の巣があって、ここが大体400年に1回の大型の地震、津波が起こっている。そういう中で、この北海道が急遽脚光を浴びてまいりまして、マグニチュードが9、そして恐らく50年以内に90%の確率で来ると言われています。岩手県の久慈港と宮古港は、まさに北海道のほうを向いて開いている湾がありますので、久慈港は湾口防波堤の工事中であります。今からそういった安全を考えて、竜神崎堤防の向かい側に800メートルの防潮堤をつくれれば、それでハの字の宮古港の湾口防波堤が完成をするということで、何年前に私が議長をやっていたときに、ハヤシダという国土交通省のナンバー2の方と東京でお酒を飲んだ際にそういう話をしましたら、それはもう安全防御策上ということであれば議論は成り立ちますよということをおっしゃっていました。したがって、この後にも外国のクルーズ船がいろいろ入ってくる計画もあるようでありますので、今からこの湾口防波堤という議論を起こしていけるものですか。

**○照井港湾課総括課長** 宮古湾の津波の防護については、防潮堤と水門で守るということで今整備を進めているということで、今々湾口防波堤をつくるとか、そういう議論というのはなかなか難しいと思うのですけれども、想定される津波が、全国的に例えば見直されるということがもしもあれば、その時点で議論をするということもあるのかもしれませんが、現時点では国と県が話をしている、竜神崎防波堤を津波の防御のために延ばしましょうとか、八型にして湾口防波堤の形にしましょうということが議論として出てきたことはないです。大型外国クルーズ船が来る関係やフェリーの就航率を上げる関係で、藤原埠頭の中の静穏度を上げるようなことは今考えておまして、それに当たっては竜神崎防波堤ではなくて、藤原防波堤を延ばすということで検討したいと考えています。

**○伊藤勢至委員** 宮古港の湾口の部分は、水深が余り深くないのです。25メートルぐらいだと聞いていますので、どこかの防潮堤を一部外して持ってくれば、それで充分可能なも

のなので、今すぐ、あしたからということではなくても、今後宮古港のフェリーターミナルにフェリーを含めて、クルーズ船がいっぱい来るようになれば、それとあわせて安全防御、特に北海道沖の地震、津波というのを想定した対策をとっていかなければいけないものだと思っております。どうぞひとつ御指導をいただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○佐々木茂光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第62号宮古港フェリーターミナルの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○照井港湾課総括課長 議案（その2）の245ページをお開き願います。議案第62号宮古港フェリーターミナルの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

説明資料の6ページをお開き願います。初めに、趣旨でございますが、宮古港フェリーターミナルの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、指定管理者候補者の選定の経緯について御説明申し上げます。外部委員3名、内部委員1名の計4名による宮古港フェリーターミナル指定管理者選定委員会を設置し、候補者の選定を行ったものでございます。候補者の選定に当たりましては、第1回委員会において、非公募により宮古市を審査対象とすることとした上で、選定要項を定めております。第2回委員会において、利用計画書等の申請書類を四つの選定基準により審査し、各委員とも高い評価であったことから、宮古市が指定管理者として適当であることが認められ、指定管理者の候補者に決定したものでございます。審査結果の詳細につきましては、資料の7ページに記載しているとおりでございます。

次に、3の指定する指定管理者についてであります。選定委員会の決定により、宮古市を指定しようとするものでございます。指定の理由でございますが、宮古市はフェリーターミナル機能や宮古港の事情に精通しており、港湾を活用した地域振興が期待できると



ともに、事業計画書や収支計画書を審査した結果、安定的な施設運営を行うことができると認めためでございます。

最後に、指定の期間についてでございますが、県が指定管理者制度の効果的な運用に向けて定めております公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドラインでは、おおむね3年から5年とされておりまして、ターミナルビルが新規施設であることから、ガイドラインのおおむね3年を選択し、平成30年6月1日から平成33年3月31日までの2年10カ月としようとするものでございます。

以上で宮古港フェリーターミナルの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○白澤勉委員 まず、私からお伺いしたいのは、震災発災後、平成25年3月に岩手県の重要港湾利用促進戦略を策定し、フェリー誘致を位置づけて、この5年間で本当によくここまで来たなということで、私も今回のフェリーの誘致はすごく意義深いことだと思っております。

その中で、今回は指定管理ということでございますので、これまで官民連携の手法の導入可能性をたしか検討されてきたと私は理解していたのですが、PFI等の長期、包括的な事業手法、そういった部分の導入の検討もされてきたと思うのですが、ちょっとそこら辺の経緯を確認させていただきたいと思います。

○照井港湾課総括課長 指定管理者制度は、民間の活力を利用して効率的な施設運用をするということで導入されているものなのですが、今回のフェリーターミナルビルについては、一つは津波防災機能もあるということで、その防災を担当しているのが宮古市ということになります。そして、単なる建物の効率的な維持管理だけではなくて、フェリーターミナルビルを拠点とした港湾振興とか地域振興、物流、観光関係、そういうものを幅広く地域にネットワークを持っているというのが宮古市でありますので、今回の施設については民間ではなくて宮古市が適当であると考えたところでございます。

○白澤勉委員 結果的に宮古市が総合的な審査、検討の過程で決定されたということだとは理解しておりますけれども、そういうPFIとか、まさに先ほど言ったフェリーターミナルの意義、位置づけというのは、そこを核として観光資源と結びつけて、地域のにぎわいの拠点とするということで、今後ますます整備されていくものだと思っております。この前の合同追悼式の時にも、私も外から建設現場を眺めさせていただきましたし、ちょっと無理を言ってホテルの屋上からも見せていただいて、今の宮古港の整備の状況を確認させていただいたのです。結果的に市でやるのですけれども、やはり地元の事業者とか、さまざまな方々がここの施設にも参画しながら、事業運営だとか、店舗としておもてなしだとかやっていくということだと思っておりますので、ぜひそういうさらなる活性化の拠点になってほしいという思いでちょっと聞きました。

それから、先ほど伊藤勢至委員からも話がありましたが、将来的には国際クルーズ船の

乗客受け入れというものも想定しなければいけないと思っております。そういった中で、C I Qの審査体制は、このレイアウトを見る限りでは、そこまでは想定されていないようにも見受けられるのですが、一方で船の中でそこら辺はやるのかとも思うのですけれども、将来の国際クルーズ船の乗客受け入れ体制をどのように見ているのか、確認させていただきます。

○照井港湾課総括課長 宮古港のフェリーターミナルのところは、マイナス10メートル岸壁が3バース連続しております。その3バースの南端の一番隅にフェリーがついて、その北隣に二つの岸壁にまたがるような格好で大型クルーズ船がつきます。そうしますと、大型クルーズ船の乗客が出てきたところからフェリーターミナルまでは結構な距離があるので、そこまで乗客を移動させて、フェリーターミナルをC I Qの拠点とするというのはなかなか難しいと考えています。それで、実際にはクルーズ船がつく、三つの岸壁のうち北側の二つの岸壁の前にテントを置いて、そこでC I Qをやるといような格好で考えているところでございます。

○白澤勉委員 この宮古港の特殊性として、北側の延長がとれるということで、クルーズ船の受け入れの拠点にもなるということで、すごく期待感を持っております。

ただ、私があえてなぜこの質問をしたかということ、花巻空港から学ぶべきことがあるのではないかと考えております。花巻空港を整備するときに、いろんなこともありまして、二転三転してきた経緯がありました。今でこそ、インバウンド観光をどんどん進めましょうということで、空港のターミナルも、トイレの整備で結構海外のお客様を待たせたり、受け入れの審査の体制が整えられなかったために、追加工事だとか改修工事が進められてきたというふうに私は思っております。あのときに一気にやればよかったのではないかなという思いしております。そういう視点から、宮古港のフェリーターミナルビルも、将来的に国際クルーズ船の拠点になり得る、なるべきと思っております。フェリーターミナルビルの利用は、物理的に少し距離もあつて難しいというお話もありますけれども、将来的にはC I Qの受け入れ体制も、晴れているときはいいのですけれども、風雨の中ずっとテントでやっていくというのも、なかなかしんどくなると思いますが、御所見をお伺いします。

○照井港湾課総括課長 クルーズ船は、例えば横浜港発着として、宮古港に寄って、1回海外に寄って、また戻るとか、海外から東京港とか横浜港に行く途中で宮古港にも寄るといようなパターンが考えられるのですが、基本的にファーストコートというのを想定していません。そうすると、入国管理だけ、税関だけやるのですが、不審者がいるかどうかを見るのだそうです。基本的に全員ではなくて、お客さんが歩いているところを見て、例えば、金塊を密輸しそうな人がいると、そういう人を別なところに連れて行って検査するというので、全員を見るわけではないので、花巻空港のような最初にダイレクトに海外から来るということも違うような状況になっています。

○白澤勉委員 大変よくわかりました。国内のお客様、あるいは海外のお客様が来るとき、

まさにウェルカムのおもてなしの体制というのが必要になってきます。例えば海外からようこそという横断幕もあるのでしょうか、国旗を掲揚したりしてお迎えするとか、花巻空港に学ぶべきことも結構あると思うのです。ここが直接のゲートウェイにならないかもしれませんが、そういうサインが見えるようにしておくというのも、すごく大事な視点だと思うのです。国旗を掲揚するとか、いろんな伝統芸能のおもてなし、お出迎えがあると思うのですが、どんな工夫を宮古港、岩手の港で想定しているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○**照井港湾課総括課長** 先ほど説明資料の4ページの上にフェリーターミナルの位置図があるのですが、クルーズ船は、左方向から右方向に入ってきます。この写真の下のところに、左右方向に藤原防波堤がありまして、フェリーターミナルビルの前を通過して中に入ってくるような格好になります。クルーズ船の外国人観光客のおもてなしについては、宮古市と手分けをして、もしくは一緒にやっていくことになると思うのですが、例えばフェリーターミナルビルに横断幕を掲げたり、のぼりを置くということは考えられると思います。ことしの5月にスターレジェンドという9,000トンを超えてる外国船が宮古港に初めて入ってきますので、そこまで間に合うかどうかあれなのですが、その状況を確認しながら、来年はダイヤモンド・プリンセスという、10万トンを超える大きなクルーズ船が入ってまいりますので、どんどん勉強しながら、いい対応ができるように努力していきたいと思っています。

○**白澤勉委員** ぜひ、笑顔でおもてなし、お迎えいただければと思います。この前現場を見に行ったときに、海上保安庁の巡視船がありました。今回お迎えするに当たっても、安全、安心の体制構築がすごく重要になってくると思います。有事の際に、迅速かつ安全に出動できるよう連携しながらやっていくと思うのですが、そこら辺の機能充実に向けた取り組み、フェリーターミナルが有事の場合、巡視船との連携など、何かあるものでしょうか。最後にちょっと聞いて終わります。

○**照井港湾課総括課長** 宮古港の避難計画については、今その策定業務を進めていますので、そういう中でフェリーやクルーズ船で来たお客様といった方々がスムーズに避難できるような対応については、ピクトグラムとかも現地に掲示をしながら迅速に確実に安全にできるように対応していきたいと考えております。

○**伊藤勢至委員** 指定管理者候補者は宮古市であります。宮古市が受けたとして、さらにそれを宮古市がいろんな民間にまた、下請という言葉が適切かどうか分かりませんが、そういうことはありなのですか。

○**照井港湾課総括課長** いわゆる丸投げのような状態でなければ、それを部分、部分で、ほかの民間に委託するという事は可能です。今回の場合は、通常の勤務時間については宮古市の職員が勤務しますが、フェリーは朝6時に入ってくるので、始業前の時間帯については民間に業務委託すると聞いています。それについては問題ないと考えております。

○**五日市王委員** 参考までにお聞きしたいのですけれど、いわゆるサービス向上といったことになれば、ターミナルビルのレイアウトの①から⑤までにどういう施設が入るかというのがポイントになってくるかと思うのですけれども、その辺はどういった提案がなされているのかお知らせいただきたいと思います。

○**照井港湾課総括課長** ここにお示ししております①から⑤までは、事務室の料金を設定しているところなのですけれども、④は船会社の事務所になっておりまして、ここに発券カウンターとかも設置されます。そして、⑤が厨房とか売店になっておりまして、ここについては船会社の関連会社が入居することで今進めております。1階につきましては、③が船会社とその関連会社が倉庫として利用するというような格好になっておりまして、今のところ①と②の利用者については未定の状況となっております。

○**佐々木茂光委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**伊藤勢至委員** 1点お伺いをしたいと思います。トンネルの照明についてであります。素人でありますけれども、トンネルの照明は、例えば日中、トンネルに入っていく場合に明るいとところから暗いところに入る、この照度差をできるだけ詰めるために、入り口が明るくて、段々に照度が落ちていって、また出口に向かって明るくなってというのが基本なのではないかと私は思っています。けれども、私は主に国道106号を通っているのですけれども、どうも出口部分の照明が間引きをされている状況にありまして、これはちょっと違うのではないかとこのように私は感じているのですが、何か理屈、理由があつてのことなのでしょうか。

そのうちに、いろんなトンネルが開通して、ルートが変わってまいりますけれども、既存のトンネルで使わなくなるのもあるかもしれませんが、若干まだ使う期間もあるということで、特に高齢化が進んでまいりますと、自分も含めて光への反応がちょっときつくなっていくという部分もあります。いまだに超大型のトラックがばんばん行き交っていますし、特に冬期間は入り口から10メートル、15メートルぐらいは雪が吹き込んでいますので、

左側のぎりぎりいっぱい車線、センターラインも雪が解けないで残っているところがあって、目標がつけづらいというのがだんだん高齢になってくると共通の認識なのです。そこら辺はどういうふう考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○**白旗道路環境課総括課長** トンネルの照明は、曇天や雨天、それから晴天のときにも明るさを調整しております。今もそのとおりになっているかどうかはこれから調査をして確認してまいりたいと思いますけれども、震災直後に電力が逼迫したところに間引きをしたという事実はございますし、その際はトンネルの出入り口に省エネルギーのために間引き点灯中というような案内看板を掲げていたときもありましたので、もしかするとそれをまだ、そのままにしているトンネルもあるかもしれませんので、その辺は調査をして適切に対応してまいりたいと思います。

○**伊藤勢至委員** どこの工事現場に行っても、安全が何よりも優先すると書いてあるではないですか。それを忘れて、電気代がかかるからと、ちょっとけちくさいのではないかなという思いがしています。特に区界トンネルが一番条件の悪いトンネルだと思っているのです。宮古市側から盛岡市側に向かいますと、出口の部分がカーブになっていて、しかも橋梁ということですから、橋梁の下は風が吹きわたって、トンネルを出てすぐ路面が凍結している状況です。しかも、カーブしているので、ブレーキは踏めない。そこが暗いというのは、非常に危ないとずっと思ってきました。これまでの冬期間に、トンネルを出てすぐ、橋梁の補修工事で幅を確保するというので、1メートルぐらい通行する部分にはみ出してきたときがあるのです。私は、それは交通事故を誘発するものになるからやめるべきだと、春になってからやってほしいということをお願いをして、そのようにしてもらった経緯があるのですが、その危ない箇所を交通事故を誘発するような行為があってはいけないと思っております。これはたまたま、ほかにもあるのですが、全体を見ていただいて、やはり安全走行が何よりでありますので、ぜひ御配慮をお願いして終わります。

○**柳村岩見委員** 少し時間があるようですから、災害復旧制度についてお尋ねをしたいと思います。災害復旧制度は、さかのぼれば明治14年の国庫補助から、今では国庫負担法によるということで、98.3%まで国庫負担があり、被災自治体の負担が1.7%の大変立派な制度だと思います。そして、この制度に大変助けられてきたこと、特に東日本大震災津波、あるいは平成28年台風第10号の被害を受けた岩手県として、それ以前も、今も、恐らく将来も大変この制度に助けられてきた。

一方、私は、以前から、この立派な制度があるがゆえに、直すべきところが直らないで存在していて、やっぱりあそこで被害が起きたのか、あそこで人命が奪われたのかということがあつたという仮説をずっと持っていて、この話を中野部長とゆつくり問答したかったのです。確かにこの制度は立派な制度で、国の責務ということをやっていますから、直してもらうことは大変いいことだ。けれども、熊本県の視察に行きまして、河川を見ても、いつかなるよね、ここはいつかなるよねというところなのです。自分の地域を見ても、いつも河川から水があふれるところは同じところなのです。2度、3度、4度もなる。なら

ば、もう2度目であふれたら直したらいいではないですかと。一般的に余り目くじらを立てない話の中で、災害指定になったら直しますという話になるわけです。余りに立派な制度があるがゆえに。それが楽ですものね。ずっと毎年そういうことを経てきて、あともう少し雨が降ればよかったと地団駄を踏んで悔しがるという状況とか、同じように被害を受ける、床下浸水が何件ということになる。それって、このくらい立派である必要もなく、もうちょっと国の負担率を下げても、日ごろから危ないところ、被害を受けた事例のあるところは、やはり直していく、工事に着工していくということでも持ち出しがそんなに多くないという、その両方からの国土の守り方をしませんと、人命が失われました、甚大な被害を受けました、直します、多額のお金がかかる。いずれ国民の税金です。自治体が直接でなくても、国だって税金です。国庫負担も。ですから、そこの折り合いをつけながらやっていく。考え方が少しずつ出ていると思いますけれども、河川の中州を取ります、立ち木を切りますとかという発想は結局そういうこと。確かに著しく管理を怠った場所は、災害復旧箇所から除きますよというのはあるのだけれども、災害から除かれるところはないと思うので、普段からそういうことをして、減災という形に持っていくと。誰が出そうが税金なのだから、余りかからないで終わる方法ということ、本省に帰られる中野部長には、そういうところをこれから政策として、ちょうど折り合いを、何対何とかの形で折り合いをつけていくということをお願いをしたいと思ひますし、中野部長は本省に帰られるということですから、岩手県の応援者になって、応援団に、岩手県外におられましても、岩手県を応援される一員に、力強い一員になっていただきたいと思ひます。

東日本大震災津波からの復興途中での岩手県赴任だったと思ひますから、そういった勤務の評価も含めて、問答ですから、願ひします、部長。

○中野県土整備部長 まず、2年間、県土整備委員会の委員の皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。

2年間を少し振り返ってみますと、やはり一番大変だったのは、平成28年台風第10号による被災、県の対応、災害の対応だと思ひます。たしか発災翌日に閉会中の常任委員会が開かれて、委員の皆様方から意見をいただき、対応に当たったのを思い出します。いろんな意味で、いろんな経験させていただいた2年でもあったと思ひしております。もちろん震災復興、平成28年台風第10号災害からの復旧、復興、これが一番大きな仕事だったわけですが、そのほかにも、例えば空港行政、港湾行政といったものは、本当に華やかな場面にも立ち会わせていただきましたし、住宅についても、これまで経験してこなかった分野ですが、災害公営住宅の建設、運用や運営の面でもいろんな難しい問題もございました。そういったものの対応など、本当に幅広い経験をさせていただいた2年だったと思ひます。

私がこの2年間で経験させていただいたものについては、必ず私の今後に生きると思ひますし、本当にそこを生かしながら、これから全国、また岩手県のために、その経験を生かすことを必ずやりたいと思ひしておりますので、よろしく願ひいたします。

災害復旧と、事前の防災との関係、これはもちろん事前の防災を進めるべきというのは、今までもそうだと思いますし、これからもその考えで、いろんな事業、社会資本の維持管理、整備を進めていただいているのだと思います。ただ、災害復旧制度をもう少し、国の支援を手厚くしなくてもいいのではないかということにつきましては、近年これだけ災害が頻度化、激甚化している中、災害が起きた後は国がしっかりと対応するという部分については、恐らく必要なのだろうと思っております。災害復旧の予算自体は予備費的に持っている予算の中から使いますので、それとは別にしっかり事前の防災というのは本来の予算の中で、これは国の負担、地方の負担がありますけれども、しっかりと進められるよう、予算を確保していくということだと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

**○柳村岩見委員** どの自治体を預かるトップの方でも、基本的にはわかっているのです。減災の意味で直しておくべき河川、道路、その他、下水、傾斜地の場所とかがわかるのです。災害になったら国からお金が来るから、壊れたら。それを待っていますものね。そういうことについてしまわない微妙な制度という、そういう態度ではいけませんよと。しかし、災害復旧指定される災害で被災したら、それは国庫補助で直すにしても、市町村自治体ですと、はっきり言いますから。壊れたら直します、災害指定を受けたら直しますと、平気で言います。さすがに岩手県庁の職員の皆さんはそうは言わないけれども、ええっ、壊れたら直すのかいと、危ないところだよと、直せよという話になるわけです。どうかすぐでなくても、ちょうどいい何かの制度とか、市町村のそういうところを、減災を目指して直していくという方向性を応援する制度というのをお願いしたいと思います。答弁は結構です。

**○白澤勉委員** 私からは1点だけお伺いします。今復興で、かさ上げ地だとか、いろいろと復興事業がまさに終盤を迎えてきていると認識しておりますが、先般陸前高田市の今泉地区で、20センチメートルほどの地盤沈下が確認されたということで、ちょうど引き渡しをされるタイミングのところで残念な事態が生じたと思っております。原因究明を市でも精力的にやられていると思いますが、県としてどういったフォロー、バックアップ、支援をなされているのか、お伺いいたします。

**○小野寺まちづくり課長** 復興事業に伴って、そういうふぐあいが生じないようにするのが一番でございますけれども、仮にふぐあいが生じた場合につきましては、適切に対応すると市町村から聞いております。区画整理事業、防災集団移転促進事業がこれらに当たってくるとは思いますけれども、市町村でも瑕疵担保責任等については丁寧に対応していくと聞いております。

**○白澤勉委員** 今回、原因は、一部報道等によると、仮設の污水管とかがあるところ、たしか今泉地区のちょうど真ん中あたりで少し地盤沈下が生じたということなのですが、県はどのように聞いておりますでしょうか。

**○小野寺まちづくり課長** こちらでも、市から情報収集をしたところ、新聞報道等にあるような形で、仮設の管を埋設していた埋め戻しのところに大体位置が重なるということで、

現在、権利者の方に御説明しつつ、調査をしているということでございまして、その結果が出次第、関係する方々に御報告するものと聞いております。

○白澤勉委員 これまで県議会でも、この常任委員会の場合でも、強度の話とか、たしかあそこでもスウェーデン式サウンディング試験でしたか、何か30キロニュートン未満にならないような、何かしっかりとこうやって、部分的に強度をはかりながらやっていたと理解していますし、URとか、たしかあそこは清水建設とのJVだったと思うのですけれども、そういった中で少しふぐあいが出たところで、本当にその要因を早急に解明しながら、部分的でなく、もう少し広範囲などところでも改めて見ることによって、住民の人たちが不安にならないでしっかりとまず対応できる、住宅を再建できるということをやっぱり進めていかなければいけないというふうに思っております。再開の見通し、引き渡しの時期というのは今月ぐらいで結果が出るのかどうか、様子を少しお聞かせください。

○小野寺まちづくり課長 原因を確認するため、その調査にどの程度の時間がかかるのかの見通しについては、今のところ市から明確な話は聞いておりません。

それから、先ほどお話ありましたスウェーデン式サウンディング試験ということで、土地を引き渡しする際には、権利者の方に重要事項説明の一環としまして、地耐力の確認をしたものを施工管理の一環としてやっておりますので、先ほど委員からお話があったように、宅地をただ引き渡すだけではなくて、安心してその引き渡しがなされるように、引き続き市町村には適切な対応をしていくように助言をしていきたいと考えております。

○白澤勉委員 区画整理については瑕疵担保責任のない事業だということではいろいろ聞いておりますけれども、一方で大事なことは、そこで住宅を再建される方が、万が一何か起きたときに負担を強いられるというようなことのないよう、やはりそういった環境整備、セーフティーネット対策が必要だろうということで、私も以前に常任委員会の場合でも、今回のような、非常時の、時間がない中で、今までにない手法の区画整備事業をやってきた中で万が一何かあったときには施行者の市だけでなく、国や県が、万が一を想定したセーフティーネット対策も、少し研究してみたいかと言ったときに、担当課長なり、前部長からは、やっぱりそういったところも含めて、研究してまいりたいというようなお話もございました。そうそう起きないとは思いますが、万が一何か起きたときに、やっぱりそこら辺の不安感とかがないような、あのときに私が例示したように、信用保証協会の保証料の債権が焦げついたときに、商工労働観光部では公的な制度で、焦げつきを保証するような制度もございますので、ぜひそういった対策みたいなものを研究してはどうかというお話もしましたが、御所見をお伺いいたします。

○小野寺まちづくり課長 制度的な問題については、現場でのふぐあいの発生状況、経緯に伴って、適切に今は対応している状況でございますので、制度的なセーフティーネットの研究というところまで至っていない状況でございます。いずれ、今回の件を受けまして、各市町村等にもそれらのふぐあい等に対して適切に対応している例は確認しております。

○白澤勉委員 わかりました。事業主体だけでなく、やはり県、国が総力を挙げて、今回



の復興をいろんな方々が進めてきておりますので、県も、当然バックアップされているのは重々承知しておりますが、引き続き一緒になって復興を進め、一日でも早い住宅再建が進むようにぜひ御尽力をお願いして終わります。

○佐々木茂光委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

最後になりますが、中野部長におかれましては、このたび岩手を離れるということでございます。帰られましても、健康には十二分に注意をされ、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、県土整備部関係の審査を終了いたします。県土整備部の皆様は退席されて結構でございます。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営及び委員会調査について御相談がございますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思っております。調査項目については、築川ダム及び築川発電所建設工事についてといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。追って、継続調査等決定いたしました件については、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については当職に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。